

第1章 総 則

- 第1条 本会は波瀬会と称する。
- 第2条 本会は本部を大阪府立枚方なぎさ高等学校内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦ならびに本会の振興をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員名簿の作成
 2. 会報の発行
 3. 総会および会員相互の親睦をはかるための各種会合の開催
 4. 母校の教育発展のための支援
 5. その他、必要と認められる特別な事業

第2章 会 員

- 第5条 本会は次の会員をもって構成する。
1. 正会員 大阪府立枚方なぎさ高等学校卒業生ただし、一定期間在学した者で入会を希望する者は、役員幹事会の承認を得て正会員になることができる。
 2. 特別会員 大阪府立枚方なぎさ高等学校現職員および旧職員
- 第6条 会員は住所等に変更が生じた場合は、その旨を本部に通知しなければならない。

第3章 役 員

- 第7条 本会は本部役員として次の役職を置く。また、本部役員は前年度の本部役員会の推薦により選出され、役員幹事会で了承を得た上で、総会で報告する。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 書 記 若干名
 4. 会 計 2名
 5. 会計監査 2名
- 第8条 第7条に定める役員の任務は次の通りとする。

1. 会 長 本会の会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在時の代行を務める。
3. 書 記 会務を処理するとともに、会の活動状況を記録・報告する。
4. 会 計 本会の会計事務を統括する。
5. 会計監査 会計および会務の監査を行い、総会に報告する。

第9条 本部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 本部役員は総会で出席者の3分の2以上の賛成をもって不信任案が可決された場合には解任される。役員に欠員が生じた場合は補選により後任者を選出する。ただし、補選により選出された役員はその任期を前任者の残任期間とする。

第11条 本会は本部役員以外に以下の役員を置く。

1. 名誉会長 1名（現校長）
2. 顧 問 若干名（歴代校長を推薦）
3. 代表幹事 若干名（各期のクラス幹事より互選により選出）
4. クラス幹事 3年生各クラス単位で2名（卒業時に選出）
5. 校内理事 若干名（現職員の中から選出）

第12条 第11条に定める役員の任務は次の通りとする。

1. 名誉会長 母校を代表し、本会の運営に関する相談役となる。
2. 顧 問 必要に応じて役員を補佐する。
3. 代表幹事 本会の企画・運営にあたる。
4. クラス幹事 本会と会員相互の連絡調整にあたる。
5. 校内理事 実務上の相談に応じ、役員を補佐する。

第4章 会 議

第13条 本会は運営のために次の機関を置く。

1. 本部役員会
2. 役員幹事会
3. 総会

第14条 本部役員会は会長・副会長・書記・会計・会計監査で構成し、予算、決算などの立案・作成の他、会務に関わる案件について審議する。

第15条 役員幹事会は本部役員に加えて、代表幹事、校内理事で構成し、総会に次ぐ議決機関として会務にあたる。本部役員会から提出された議案を審議・協議し、総会に提案・報告する。

第16条 総会は全会員で構成し、本会の運営に関する最高議決機関として原則年1回開催する。また、会長は役員幹事会の了承を得て、臨時総会を招集することができる。総会においては次の事項を行う。

1. 会務報告
2. 予算、決算の承認
3. 会則の追加・改正に関する決定
4. 特別な議案の審議

第17条 総会の議事は出席会員の過半数で決定される。可否同数の場合には議長が決定する。

第5章 会 計

第18条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 会費は終身会費とし、正会員は入会と同時に金5000円を納める。

第20条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 附 則

第21条 本会の運営に必要な細則に関しては役員幹事会の議決を経て別にこれを定める。

第22条 本会の会則の追加・改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第23条 本会則は平成22年4月1日より施行する。